

2008年春闘

要求基準・初任給・年齢別目標等と賃金の底上げのとりくみ

1、2008年春闘での重点要求

賃上げ要求について

雇用形態のいかんにかかわらず、生活改善につながる積極的な賃上げの実現をめざします。

賃金水準の回復をめざし、だれでも月額10000円、時間額100円以上の賃上げをめざします。

最低賃金を1000円にすることを求めるのをはじめ、京都総評最低生計費試算をもとに、賃金の底上げを求めるとりくみをします。

初任給要求

高卒 170000円

大卒 210000円

年齢別

獲得目標

最低保障

25歳 240000円 200000円

35歳 330000円 265000円

45歳 415000円 315000円

パート・非正規と最低賃金

京都総評最低生計費試算・時間額1123円をめざします。すべての職場で最低賃金協定の締結を求めます。また、パート・非正規労働者の賃金引上げのため、最低でも1000円の時間給の要求をしていきます。さらに、均等待遇をめざします。

産業・企業での最低賃金協定目標は、京都総評の最低生計費(単身税込み月額197,779円)をめざし、産業・職場の実態にみあった金額を設定します。

2、 貧困と格差拡大の中での賃金引上げの重要性

経済の二極分化が進み、多国籍企業は、過去最大の経常利益を上げる一方で、中小零細企業は厳しい状況が続いています。サブプライム問題をきっかけに、米国経済の先行き不安は、これまで外需を頼りに景気回復してきた日本経済に大きな影響を与えると見られています。昨年の国内での新車販売がピークだった90年の57%に落ち込むなど(軽自動車除く)、35年ぶりの低水準でした。これらは、国内での消費購買力の低迷、労働者の賃金収入の減少、低収入労働者の増大が大きな要因であることは明らかで、日本経済の持続的な維持のためには、労働者の賃金引上げが不可欠となっています。国税庁調査では、民間労働者の給与の総額は、ピークだった1998年から22兆8千億円減少しましたが、この間に基本金10億円以上の大企業では、経常利益を12・5兆円から32・9兆円に増やしました。これらから、政府も、マスコミも、賃金引上げが必要だとの認識を示しはじめ、日本経団連も、経営労働政策委員会報告(08版)で、さまざまな条件をつけ、かつ、しづしづながらも、「国民の所得や雇用の拡大」が必要との認識を打ち出しました。非正規労働者をはじめとした低賃金の改善など、貧困と格差をどのように是正し、低賃金をなくしていくのか、社会的に重要な課題となったと言えます。そのため、こうした貧困と格差の是正が、労働者の生活からも、日本の経済からも不可欠となったとの認識を国民的にも、労使の関係でもコンセンサスを広めるとともに、世界第2位の経済力、つまり、多国籍企業を中心とした日本の大企業の利益の社会的な還元が必要との、労働組合のたたかいが重要となってきています。

08春闘では、こうした基本的な立場と企業環境の個別の要因をふまえながら、雇用形態のいかんにかかわらず生活に根ざした積極的な賃金引き上げ要求を求めることが必要です。また、従前通り、年齢別の獲得目標や最低保障要求をかかげます。

アンケート調査(サンプル数は最大で約6200。4単産分)によると、「生活実感」で72・37%の労働者が「苦しい」「やや苦しい」とこたえています。賃金引き上げの要求額はアンケートによってかなり異なり、16340円から36218円(3つの調査の上下で、加重平均)の間となっています。大きなばらつきが見られ、企業の経営環境に大きく影響されている結果がでています。パート労働者の場合は、104円(加重平均)でした。

成果主義賃金は、賃金抑制・引き下げがねらいにあり、問題点を明らかにしたとりくみが引き続き必要です。また、導入されたところでは、恣意的な評価や、賃金を会社の一方的な判断で決められたり、仕事への意欲がそがれ、モラルハザードを起こさないよう労働組合としてのとりくみを強めることが必要です。

3、 労働者の賃金実態と要求基準・重点要求について

(1) 賃金実態と08春闘での賃金引き上げ要求

【民間労働者給与実態調査】労働者の賃金ダウンが続いています。国税庁の調査による民間労働者の給与実態調査では、

平成18年平均給与は、434・9万円(前年よりもマイナス0・4%、1・9万円の減少)

この内男性は 538・7万円(0・1%増、3千円の増加)

女性は 271万円(マイナス0・7%、1・8万円の減少)

となっています。全体の平均値は、9年連続の減少で、ピークである1998年の46

7. 3万円から3万2千4百円の減少です。

平成18年中に民間企業が支払った給与の総額は200兆346億円で前年よりマイナス0.8%、1兆5456億円減少しました。ピークである1999年より、22兆8千億円減少しています。

さらに、200万円以下の収入の労働者は、06年で1022万人と1000万人を突破しました。また、300万円以下の収入の労働者は、06年で1740万人強となり、民間労働者全体の38.8%を占めるようになるなど、2000年代に入って全体として低賃金労働者が急増しました。

労働者の平均年収と給与総額、実質GDP

年度 平成(西暦)	全体		男		女		民間の 給与総額 兆円	実質 GDP 兆円
	平均年収 万円	対前年比率 %	平均年収 万円	対前年比率 %	平均年収 万円	対前年比率 %		
8年(96)	460.8	0.8	568.5	0.8	276.0	1.1	216.163	500.1
9年(97)	467.3	1.4	577.0	1.5	278.9	1.1	220.617	489.8
10年(98)	464.8	-0.5	572.0	-0.9	280.0	0.4	222.838	489.1
11年(99)	461.0	-0.8	567.0	-0.8	280.0	0.0	217.486	503.1
12年(00)	461.0	-0.1	567.0	-0.2	280.0	0.0	216.456	504.0
13年(01)	454.0	-1.5	558.0	-1.5	278.0	-0.7	214.722	505.4
14年(02)	447.8	-1.4	548.0	-1.8	278.0	-0.1	207.913	512.5
15年(03)	443.9	-0.9	544.0	-0.7	275.0	-1.0	203.683	526.6
16年(04)	438.8	-1.1	541.0	-0.6	274.0	-0.4	201.774	536.8
17年(05)	436.8	-0.5	538.4	-0.5	272.8	-0.3	201.580	549.6
18年(06)	434.9	-0.4	538.7	0.1	271.0	-0.7	200.035	553.4

国税庁・民間給与実態調査から。そのため民間労働者のみの数値。GDPは内閣府調査で、実質は、名目GDPから物価変動の影響を除いたもの。

平均年収は9年連続で減少し、ピークだった1998年から比較すると2006年には、3万2千4百円減少した。また、実質GDPが2000年以降増加し続ける一方で給与総額が22兆8千億円減少した。

【現金給与総額】現金給与総額でみると、平成18年は

5人以上規模 335774円

30人以上規模 384401円

いずれも微増となっていますが、平成18年間までの3年間は、定期給与額が横ばい状態で、所定外給与が微増となっています。5人以上規模、30人以上規模のいずれも、ピーク時(97年)から約3万6千円の減少で、年間で43万円以上となります。

京都での経年変化は以下の通りです。

5人以上規模で、ピークは平成9年 383466円

平成17年 316811円

(マイナス66655円、年間に直すと約80万円)

30人以上規模で、ピークは平成9年 432764円

平成17年 354171円

(マイナス78593円、年間に直すと約94.3万円)

平成16年から17年にかけてわずかに改善されたものの、ピーク時にはるかに及ばない状況です。

月間現金給与総額等と労働時間の動向 (30人以上、産業計)

	現金給与総額 単位：円	定期給与 単位：円	所定内給与 単位：円	所定外給与 単位：円	所定内労働時間 単位：時間	時間あたり所定内給与 単位：円
平成 8年 (1996)	413096	312034	286853	25181	147.8	1941
平成 9年 (1997)	421384	316622	290455	26167	145.8	1992
平成 10年 (1998)	415675	315829	291621	24208	145.2	2008
平成 11年 (1999)	396291	306167	282652	23515	142.4	1985
平成 12年 (2000)	398069	308930	284251	24679	143.3	1984
平成 13年 (2001)	397366	309254	285321	23933	142.8	1998
平成 14年 (2002)	387638	305700	281576	24124	141.7	1978
平成 15年 (2003)	389664	307471	282172	25299	141.7	1991
平成 16年 (2004)	376964	299380	273978	25402	140.9	1944
平成 17年 (2005)	380438	300918	275205	25713	140	1966
平成 18年 (2006)	384401	302746	276411	26335	140.6	1966

【初任給について】 初任給は、厚生労働省の調査(平成19年)では、

高卒 155,700円(対前年比0.8%)

短大卒 168,500円(対前年比0.0%)

大卒 195,800円(対前年比-0.3%)

で、ほぼ横ばい状態となっています。

初任給の引き上げによって全体の賃金を引き上げるたたかいを重視することが必要です。

初任給(平成19年)

単位：円

	京都府人事委員会	日本経団連	厚生労働省
高卒	158,843	162,201	155,700
短大	174,534	174,034	168,500
大卒	197,621	205,826	195,800

注、いずれも全産業、規模計、職種計、男女計(そのため経団連は試算)

厚生労働省調査は、賃金構造基本統計調査から

【年齢別賃金の実態と目標について】

年齢階級別賃金実態は、別表(次ページ)のように、所定内給与にもかかわらず、この約10年あまりの間、ほとんど横ばいか賃金低下となっていることを示しています。男性との格差が激しい女性の場合は、全年齢層にわたって賃金が低く、その水準が似かよっているのが特徴です。

今回提起している年齢別の賃金要求は、獲得目標と最低保障目標との二つです。

年齢別の獲得目標は、高卒の標準的な労働者の賃金の獲得目標を念頭においたものです。

要求は、高卒男性の年齢階級別賃金の実態(賃金構造基本統計調査)を基本に、傘下の実態も考慮し、賃金引き上げ要求を加味して設定しています。35歳の賃金獲得目標で、ほぼ現在の日本の労働者の平均的年収となります。

年齢別最低保障は、中途採用者も含めて、男女、家族構成、能力、資格などを問わ

ず、各年齢ごとに最低保障されるべき所定労働時間内の賃金で、最低賃金とあわせて賃金の年齢別の底上げの役割を持ちます。

目標は、現状の実態を踏まえつつ、25歳については初任給要求と整合させた要求であり、他は、モデル条件別生活保護基準（1級地の1）を参考に設定しました。

年齢別獲得目標・最低保障

単位：円

	獲得目標	賃金構造基本統計調査		日本経団連標準者賃金（高卒男性）		最低保障目標	生活保護による試算 注参照
		男子	女子	髯髷揃	生産		
25歳	240,000	241,700	209,900	213,447	211,306	200,000	189,365
35歳	330,000	342,100	244,500	332,507	314,128	265,000	264,600
45歳	415,000	416,500	240,300	440,903	388,129	315,000	313,173

注：賃金構造基本統計調査による年齢別賃金は、いずれも25歳～29歳、35歳～39歳、45歳～49歳の間の賃金を示したもので、そのためその年齢のポイント賃金を示したものではありません。日本経団連標準者賃金は、06年6月時点の調査結果です。生活保護は、25歳は、単身、1級地の1、住宅扶助は特別基準とし、勤労控除を加算した上で1・26倍（負担費の修正）をしました。35歳は、扶養者2人、45歳は扶養者3人で算出した額です。（住宅の特別基準は42500円。勤労控除は最低額8000円を一律に加算。冬季加算含む）

年齢階級別賃金実態（厚労省・賃金構造基本統計調査）

性、年齢階級別賃金及び対前年増減率（所定内給与、産業計、企業規模計、学歴計）

年齢階級	男性											対前年増減率（%）	
	賃金（千円）												
	平成2年	7年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	17年	18年	
計	290.5	330.0	336.7	336.8	340.7	336.2	335.5	333.9	337.8	337.7	1.2	0.0	
18～19	144.9	167.4	170.9	170.0	171.3	168.3	168.2	167.8	167.2	171.6	-0.4	2.6	
20～24	175.4	199.7	202.9	202.9	202.2	199.7	201.6	200.3	197.3	201.6	-1.5	2.2	
25～29	216.2	245.2	245.2	244.0	245.3	241.0	240.7	240.2	239.3	241.7	-0.4	1.0	
30～34	262.6	296.1	300.4	297.4	297.7	292.6	291.0	286.7	287.3	287.1	0.2	-0.1	
35～39	305.6	342.4	349.5	348.8	350.8	347.0	344.0	342.1	343.5	342.1	0.4	-0.4	
40～44	342.7	378.9	385.7	385.6	389.8	387.3	386.9	381.8	392.6	392.4	2.8	-0.1	
45～49	369.7	411.7	411.9	410.7	414.2	411.1	411.9	407.9	416.1	416.5	2.0	0.1	
50～54	367.9	423.7	428.8	428.1	427.5	418.9	411.9	410.1	418.2	420.0	2.0	0.4	
55～59	321.7	386.0	402.5	396.8	403.6	398.5	397.4	395.3	399.9	395.7	1.2	-1.1	
60～64	249.6	300.8	300.1	290.7	306.2	296.5	294.6	299.8	291.2	289.8	2.9	-0.5	

年齢階級	女性											対前年増減率（%）	
	賃金（千円）												
	平成2年	7年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	17年	18年	
計	175.0	206.2	217.5	220.6	222.4	223.6	224.2	225.6	222.5	222.6	-1.4	0.0	
18～19	132.8	153.4	157.5	157.5	156.9	158.2	154.9	154.4	154.2	156.1	-0.1	1.2	
20～24	153.1	179.2	185.4	185.8	185.6	187.1	186.0	185.5	185.1	186.5	-0.2	0.8	
25～29	176.7	205.8	210.6	210.4	211.1	212.9	212.2	211.1	210.6	209.9	-0.2	-0.3	
30～34	188.9	224.4	234.5	236.3	236.6	234.7	234.1	232.6	230.4	227.2	-0.9	-1.4	
35～39	190.2	227.2	241.8	245.9	249.7	249.3	248.8	247.7	245.9	244.5	-0.7	-0.6	
40～44	190.9	225.2	238.9	244.8	244.5	246.6	248.1	248.9	245.3	246.6	-1.4	0.5	
45～49	191.1	222.8	235.0	238.9	242.3	241.1	241.7	247.0	240.4	240.3	-2.7	0.0	
50～54	186.9	220.5	232.6	236.6	237.3	237.4	237.9	240.2	230.3	233.2	-4.1	1.3	
55～59	186.0	211.8	223.6	227.4	227.6	231.3	233.4	237.1	225.7	226.0	-4.8	0.1	
60～64	189.0	198.1	196.0	198.2	203.6	198.3	203.3	206.2	196.4	199.5	-4.8	1.6	

(2)最低生計費試算を生かしたとりくみについて

低い賃金の底上げをはかるため、賃金の引き上げを社会的に実現していくとりくみが必要です。私たちは一昨年最低生計費の試算を発表しました。この報告は別途の報告書で出されていますが、この最低生計費を少なくとも上回るようにしていくことが必要です。

これより低い賃金実態や、最低賃金などをどのように引き上げていくのかが、重要な課題となります。

そこで、要求を考えるにあたって、以下のように、要求と、とりくみとを整理します。まず、最低生計費の試算の結果は、以下のようなものでした。

ア) 若年単身世帯 京都市内在住、賃貸アパート1K、男性、20代

最低生計費	164895円
税込み 月額	197779円
税込み 年額	2373348円

イ) 夫婦と未婚子2人 京都市内在住、賃貸マンション3DK、40代夫婦、男子・中学生3年、女子小学生3年

最低生計費	402254円
税込み 月額	482225円
税込み 年額	5786700円

注・ の試算は、4人世帯の最低生計費です。収入については何も触れていません。あくまでここで言うモデルにもとづく4人が生活するうえで必要な最低生計費を試算したものです。

・ 最低生計費とは何かなどは、別途の報告書を参照してください。

こうした最低限の生計費を上回る賃金を獲得するとりくみをさまざまな形で具体化していき、当面、以下の要求を求めます。

ア) 賃金の低いところでは、最低生計費試算にもとづく、目標を設定し、賃金の引き上げを求めるとりくみを強めます。

イ) 若年単身世帯の最低生計費を時間額に直すと約1123円(若年単身者の最低生計費試算結果である税込み年収を労働時間数22日×8×12で割り、時間あたりの金額を出したもの)。この水準をめざして、時間給契約労働者の賃金の要求を決め、とりくみます。また、パート労働者などの賃金等の均等待遇実現を求めます。

ウ) 現行京都府最低賃金は、時間額で700円ときわめて低く、当面、時間額1000円への引き上げを求める世論形成に取り組みます。また、新しい最低賃金法との関係で、生活保護を上回ることを強く求めていきます。この場合、生活保護費の試算は、京都の場合は1級地の1を基準に、生活扶助に冬季加算、期末一時扶助、住宅扶助の単身基準限度額に、基礎控除の就労にともなう必要経費分(全額みた場合は1000円を超える)を積み上げ、公租公課を上乗せする試算とすべきで、この場合、時間あたり960円で、現行との差額は260円となります。現在流布されている、厚生労働省の試算は、言わば恣意的なもので、これでは県庁所在地では、生活保護を下回る最低賃金しかありえないこととなります。時間額1000円要求は、生活保護費との関係でも、きわめてあたり前の要求です。

エ) 府内各自治体で、公的契約に関連して働く労働者の社会的賃金水準の確保と社会的賃金水準が低い場合は、最低生計費の支払いを義務化することを求めます。そのため、

ILO条約94号の批准、公契約法の制定、公契約条例の制定を求めています。
産別・企業内最低賃金要求について

産別・企業内最低賃金協定目標は、その職場に働く下請、派遣、パートなど全ての労働者に適用するものとして協定締結をめざし提示したものです。月額15万円という金額は一つの目安として、各産業や企業の実態に見合った要求を設定していきます。

パート労働者の賃金（女性）

	1時間当たり金額	対前年増減率
平成11年	887円	0.1
平成12年	889円	0.2
平成13年	890円	0.1
平成14年	891円	0.1
平成15年	893円	0.2
平成16年	904円	1.2

厚生労働省・賃金構造基本統計調査より